

賑わい応援！天童市プレミアム付商品券（見本）

小型店 専用券

見本

令和5年度 賑わい応援！
天童市プレミアム付商品券

¥500

使用期限：令和6年2月15日(木)まで

登録区分は別紙「加盟店一覧」をご確認ください

登録区分【小型店】で使える

小型店専用券

登録区分【大型店】の店舗では
使用できません

賑わい応援！天童市プレミアム付商品券事業実行委員会
天童市老野森一丁目1番1号 TEL 023-654-1111(代)

小型店・大型店 共通券

見本

令和5年度 賑わい応援！
天童市プレミアム付商品券

¥500

使用期限：令和6年2月15日(木)まで

登録区分は別紙「加盟店一覧」をご確認ください

登録区分【小型店】・【大型店】で使える

小型店・大型店共通券

すべての登録店で使用できます

賑わい応援！天童市プレミアム付商品券事業実行委員会
天童市老野森一丁目1番1号 TEL 023-654-1111(代)

商品券 【裏】

見本

賑わい応援！天童市プレミアム付商品券の使用について

- この商品券は、ポスターの掲示のある天童市内の登録加盟店で使用できます。
- この商品券は、500円の金額と同等の販売商品やサービスに使用できます。
- この商品券で購入した商品等については、購入者の都合による返品はできません。
- この商品券は、つり銭が出ませんのでご注意ください。また、損傷した商品券は、使用できない場合があります。
- この商品券は、次のものに対する支払いに使用できません。
 - ・製造たばこ
 - ・現金との換金、電子マネーのチャージ
 - ・他の商品券、回数券、プリペイドカード、その他これらに類するもの
 - ・切手、官製はがき、印紙など換金性の高いものや宝くじに類するもの
 - ・税金や使用料、法定費用などの公的な支払や電話代等の公共料金
 - ・収納代行や代金引換払いなど、加盟店以外への支払いが可能となるもの
 - ・不動産、金融商品、事業資金(仕入等)
 - ・その他、実行委員会が不適切と認めるもの
- 加盟店によっては、この商品券が使用できない商品があります。
- この商品券の盗難、紛失、棄損、滅失または偽造、模造等に対して、発行者はその責任を負いません。
- この商品券の使用期限は令和6年2月15日(木)です。期限を経過したものは、一切使用できません。(払い戻しもできません)
- この商品券の転売等は禁止します。
- 発行者印、番号のない商品券は無効です。

取扱店欄(加盟店名)